

橋本市告示第 175 号

橋本市地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 11 月 5 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金交付要綱(平成 22 年橋本市告示第 117 号)の一部を次のように改正する。
 なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後	改正前
(交付の決定) 第 7 条 略 2 前項に規定する条件については、市長が必要と認めるもののほか、県要綱第 6 条(第 12 号及び第 13 号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条中「県」とあるのは「市」と、「知事」とあるのは「市長」と、「別記第 4 号様式」とあるのは「様式第 5 号」と、「別表 2 の①に規定する事業(市町村補助事業を含む。)」とあるのは「別表第 2 の①に規定する事業」と、「別記第 5 号様式」とあるのは「様式第 6 号」と、「別表 7 に規定する事業(市町村補助事業を含む。)」とあるのは「別表第 6 に規定する事業」と、「5 月 31 日」とあるのは「4 月 30 日」と、「別記第 6 号様式」とあるのは「様式第 16 号」と読み替えるものとする。	(交付の決定) 第 7 条 略 2 前項に規定する条件については、市長が必要と認めるもののほか、県要綱第 6 条(第 12 号及び第 13 号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条中「県」とあるのは「市」と、「知事」とあるのは「市長」と、「別記第 4 号様式」とあるのは「様式第 5 号」と、「別表 2 に規定する事業(市町村補助事業を含む。)」とあるのは「別表第 2 に規定する事業」と、「別記第 5 号様式」とあるのは「様式第 6 号」と、「別表 7 に規定する事業(市町村補助事業を含む。)」とあるのは「別表第 6 に規定する事業」と、「5 月 31 日」とあるのは「4 月 30 日」と、「別記第 6 号様式」とあるのは「様式第 16 号」と読み替えるものとする。

別表第 1 中「5,280 千円」を「5,530 千円」に、「66,000 千円」を「69,200 千円」に、「2,820 千円」を「2,960 千円」に、「39,600 千円」を「41,500 千円」に、「7,000 千円」を「7,330 千円」に、「14,100 千円」を「14,800 千円」に、「10,500 千円」を「11,000 千円」に、「1,410 千円」を「1,480 千円」に、「42,100 千円」を「44,100 千円」に改める。

別表第 2 中「989 千円」を「1,036 千円」に、「16,600 千円」を「17,400 千円」に、「496 千円」を「520 千円」に、「8,250 千円」を「8,640 千円」に、「248 千円」を「260 千円」に、「118 千円」を「124 千円」に改める。

別表第 4 中「4,130 千円」を「4,330 千円」に、「1,230 千円」を「1,290 千円」に改める。

別表第 5 中「5,100 千円」を「5,340 千円」に、「2／3」を「1／3」に、「1,180 千円」を「1,240 千円」に、「7,070 千円」を「7,410 千円」に、「4,130 千円」を「4,330 千円」に「1,160 千円」を「1,220 千円」に改める。

様式第 3 号及び様式第 12 号中「2／3」を「1／3」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 11 月 5 日から施行し、令和 7 年度の補助金から適用する。